

電気設備の技術基準の解釈の一部改正について（概要）

平成 27 年 12 月
商務流通保安グループ
電力安全課

1. 改正の必要性について

電気設備の技術基準の解釈（以下「電技解釈」という。）に関し、当省委託事業やJESC委員会による検討結果を踏まえ、所要の改正を行う。

2. 主な改正事項

(1) 常時監視しないことができる固体酸化物形燃料電池発電所の圧力要件について

電技解釈第 47 条【常時監視をしない発電所の施設】において、固体酸化物形燃料電池（以下、「SOFC」という。）発電所は、燃料・改質系統設備の圧力が 0.1MPa未満である条件付で「随時巡回方式」、「随時監視制御方式」、「遠隔常時監視制御方式」の各々について施設することが可能になっている。

JESCにおいて、合計出力300kW未満、圧力 1MPa未満までのSOFCについては、異常を検出した場合に自動停止する装置を施設すること等により、「異常が生じた場合に安全かつ確実に停止することができ」、安全性が確保されることがリスク評価や実証試験により評価されており、これを踏まえ、電技解釈第 47 条を改正する。

(2) 電技解釈に引用している規格(JESC規格等)の最新版の取り込み

電技解釈が引用している規格のうち改正されたものにつき、最新の JIS を引用することの妥当性を調査・検討した結果、妥当であるとの結論が得られたものについて改正を行う。